

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第28条《給与所得》関係</p> <p>(非常勤の消防団員が支給を受ける報酬)</p> <p>28-9 消防組織法第18条《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける<u>報酬</u>については、次による。</p> <p>(1) 当該非常勤の消防団員が、<u>災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合に</u>、その者の出勤の日数等に応じて支給を受ける報酬については、給与等とする。</p> <p><u>(注) 当該非常勤の消防団員が、災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合に支給を受ける費用の弁償の取扱いは、28-8《地方自治法の規定による費用の弁償》によることに留意する。</u></p> <p>(2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出勤の日数等に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。</p> <p><u>附 則</u> <u>(経過的取扱い)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、令和4年4月1日以後に行う職務に係る報酬について適用し、同日前に行った職務に係る報酬については、なお従前の例による。</u></p>	<p>法第28条《給与所得》関係</p> <p>(非常勤の消防団員が支給を受ける<u>各種の手当等</u>)</p> <p>28-9 消防組織法第18条《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける<u>各種の手当等</u>については、次による。</p> <p>(1) 当該非常勤の消防団員が、<u>消防、水防等のために出勤した場合に支給を受ける出勤手当、警戒手当、訓練手当等で、その者の出勤の回数に応じて支給されるもの</u>(以下この項において「<u>出勤手当等</u>」という。)については、28-8の「<u>その職務を行うために要した費用の弁償</u>」に該当するものとして差し支えない。</p> <p>(2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出勤の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。</p> <p>(新 設)</p>